

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和3年2月19日

香取市長

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
伊地山地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和2年11月29日

3. 集落・地域の耕地面積  
14.5ha

4. 対象地区の課題

農業者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地が拡大している。

現在耕作している農業者においても、10年以内に離農する農業者が多く、中心経営体の確保が急務となっている。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

伊地山集落の水田利用は、中心経営体である農業法人と認定農業者1経営体が担い、耕作放棄地の解消も進めていく。

6. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

個人 2経営体

法人 1法人

7. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針

耕作放棄地の解消方針

耕作放棄地の解消が効率的に行えるよう、中心経営体と地権者が協議をして水田の集約化を進める。

8. 農地の貸付けの意向

56筆 47,216㎡